



大阪労働局発表
令和元年11月28日(木)

【照会先】
大阪労働局労働基準部賃金課
(代表電話) 06(6949)6502

最低賃金履行確保で地方公共団体と連携を強化！

～「大阪府と連名で府内市町村に対する要請書の発出」と 「堺市と情報提供協定の締結」を行いました～

今年度も大阪府最低賃金額が改定され、時間額964円(前年度28円引き上げ)となりましたが、中央最低賃金審議会並びに大阪府地方最低賃金審議会は、それぞれの答申において「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時に特段の配慮が行われること」を要望されています。

そのような中で、厚生労働省労働基準局から全国都道府県及び政令指定都市に対して、配慮要請を含めた最低賃金改定に関する周知・広報の協力依頼を行っています。また、大阪労働局労働基準部から大阪府を始めとする府内各市町村に対しても同様の依頼を行っているところです。

この度、大阪労働局(局長 井上 真)は、大阪府と連携し、大阪府内41市町村(政令指定都市を除く)に対して、民間企業への役務及び工事等の発注に当たり、年度途中の最低賃金改定によって、当該発注先が最低賃金法違反を発生させないように、**知事・労働局長連名による配慮要請依頼通知【別添1】**を本月15日に発出しました。

また、同じく大阪労働局は、本日、堺市との間で「**最低賃金に係る情報の提供に関する協定**」に係る締結式を行い【別添2・3・4】、堺市が発注する業務委託契約を受注した事業者等に雇用される労働者の最低賃金の履行確保を強化することとしました。

協定の締結により、①堺市が発注する委託先に雇用される労働者が、大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合、②堺市が業務委託契約において実施する「**入札時最低賃金確認調査**」により、今後の業務履行において最低賃金の履行確保に支障が生じる恐れのある委託先を把握した場合は、大阪労働局へ情報の提供をしていただき、所轄労働基準監督署を通じて、状況に応じて監督等を行う仕組みを制度化することで、最低賃金法を含む労働関係法令の遵守についても入札参加事業者に広く周知することができ、堺市が発注する公共調達への信頼と最低賃金の履行確保を推進します。

なお、①の制度については、平成29年12月に大阪市契約管財局とも協定を締結しております。

②の制度については、全国初の取り組みとなります。



労政第1740号
大労発基1115第1号
令和元年11月15日

大阪府内市町村（政令指定都市を除く）長 あて

大阪府知事
厚生労働省大阪労働局長

令和元年度大阪府最低賃金額の改定に伴う発注時における配慮等について（依頼）

日頃は、大阪における労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府最低賃金は、時間額936円から964円（引き上げ額28円）に改定され、令和元年10月1日から発効しております。

また、大阪府7業種の特定最低賃金についても令和元年11月1日までに官報公示がなされ、令和元年12月1日から発効いたします。

そのような中、厚生労働省労働基準局長から大阪府知事に対して、別紙のとおり、最低賃金額及び発効日の周知・広報についての協力依頼がありました。

また、「令和元年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和元年9月10日閣議決定）」を踏まえ、大阪府における民間企業への役務及び工事等の発注に当たり、当該発注先が最低賃金法違反を発生させることがないよう発注者としての特段の配慮の要請と併せて、大阪府から各市町村（政令指定都市を除く）に対して同様の取組みを要請するよう依頼がありました。

つきましては、この趣旨について御理解いただき、民間企業に業務委託等を行う場合、契約期間中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

| |
|-------------------------------|
| 大阪府 商工労働部雇用推進室労政課 労政・労働福祉グループ |
| 電話 06-6210-9518 |
| FAX 06-6360-4751 |
| 大阪労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 |
| 電話 06-6949-6502 |
| FAX 06-6949-6034 |



基 発 0 9 2 0 第 3 号
令 和 元 年 9 月 2 0 日

大阪府知事 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長
(公 印 省 略)

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

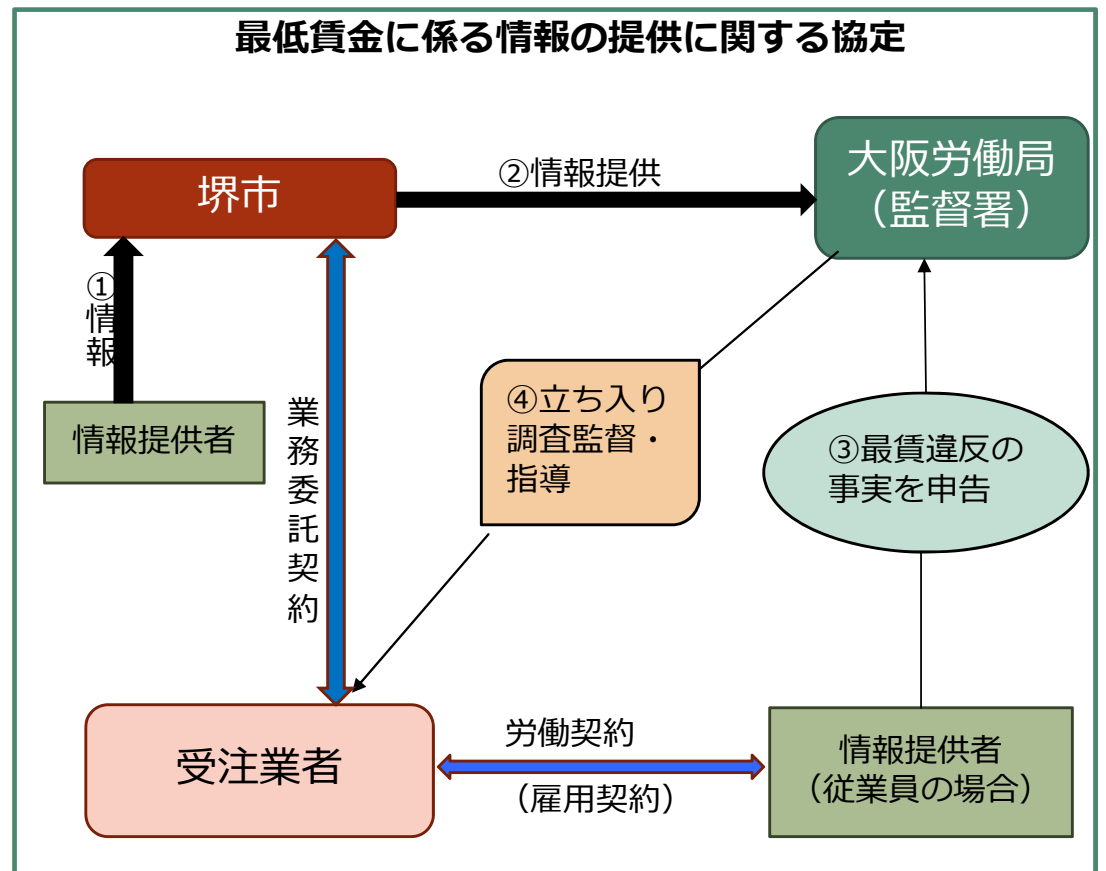
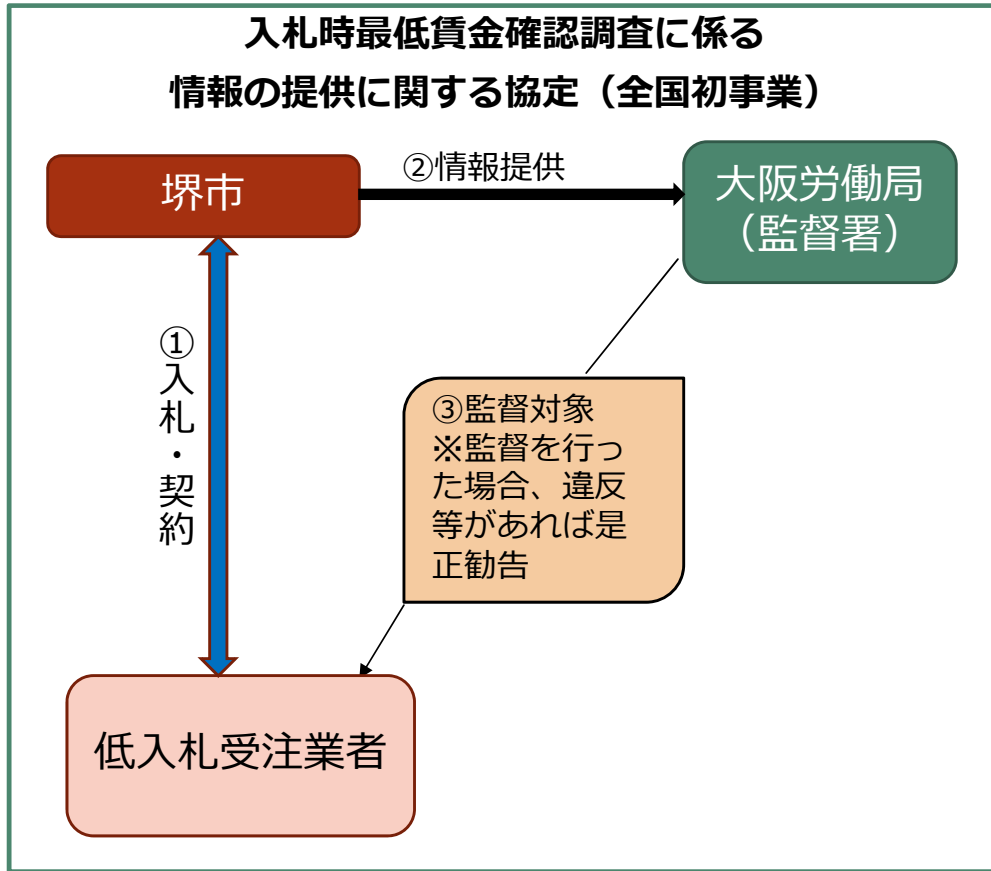
これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴職におかれましても、改定最賃額及び発効日の周知等、周知・広報に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスターを各都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

また、令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定）を踏まえ、大阪府における民間企業への役務及び工事等の発注に当たっては、改定額を反映した人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき適切に予定価格を作成するとともに、年度途中で改定額が発効することにより、当該発注先が最低賃金法違反を発生させることがないように、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するよう努めるなど、発注者として特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体及び市町村長（政令指定都市を除く。）等に対してもこの旨の御指導・御依頼をいただきますようお願い申し上げます。

なお、政令指定都市長に対しては、当省から協力を依頼していることを申し添えます。

堺市と大阪労働局との最低賃金履行確保に係る連携スキーム



両事業に関する広報および発注関係資料等に当該制度を明記することで、最低賃金法を含む、労働関係法令の遵守が期待できる。

「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」締結式次第

日 時 令和元年11月28日(木) 午前10時～
場 所 大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室E

1 開会

2 協定署名者紹介

堺市財政局長
大阪労働局労働基準部長

坂本 隆哉 (さかもと たかや)
井口 真嘉 (いぐち まさよし)

3 協定書署名調印

4 写真撮影

5 署名者挨拶

堺市財政局長
大阪労働局労働基準部長

坂本 隆哉 (さかもと たかや)
井口 真嘉 (いぐち まさよし)

6 閉会

7 記者レク

最低賃金に係る情報の提供に関する協定書

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）の精神に則り、堺市が発注する業務委託（工事関連業務を除く。以下同じ。）契約について、より一層の適正化を図るため、大阪労働局労働基準部（以下「甲」という。）と堺市財政局（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条

本協定は、堺市が民間企業等に業務委託を行っている場合に、その委託事業者に雇用されている労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条の適用を受ける労働者（以下「労働者」という。）の最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪労働局と堺市との間で情報提供による緊密な連携を図ることを主たる目的とする。

（情報提供）

第 2 条

乙は、労働者について最低賃金の履行確保に支障が生じている等の情報を入手した場合及び低価格での入札があり、最低賃金の履行確保等に係る調査（以下「入札時最低賃金確認調査」という。）により、今後の業務履行において、最低賃金の履行確保に支障が生じるおそれがある民間企業等を把握した場合は、別添「情報提供対象事実整理票」をもって甲の指定する連絡先に情報を提供することとする。なお、情報提供に関する取決めは、別途定める「情報提供要領」によることとする。

（個人情報の取扱い）

第 3 条

甲及び乙は、労働者等から知り得た、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えいを防止するなど個人情報保護に係る適切な措置を講じることとする。

（情報の連携）

第 4 条

甲及び乙は、目的の趣旨に鑑み、最低賃金の履行確保並びに公共調達に関する信頼及び適正履行の確保等に関して、適確な周知広報を積極的に行

うため、協力して、相互の情報交換による連携を図ることとする。

(業務委託以外の契約)

第5条

業務委託以外の契約において、同様の事態が生じたときは、本協定の趣旨に鑑み、これに準じた取扱いを行うこととする。

(その他)

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれが1通を保有する。

令和元年11月28日

甲 大阪府中央区大手前4丁目1番67号
大阪合同庁舎第2号館

大阪労働局労働基準部長

井口 真嘉

印

乙 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局長

坂本 隆哉

印